

蒲郡市高齢者見守りネットワーク事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、蒲郡市（以下「市」という。）が高齢者を見守るためのネットワークを構築し、在宅の高齢者の見守りを行うことによって、日常生活における問題を早期に発見し、住み慣れた地域で安心した生活環境を確保することを目的として実施する蒲郡市高齢者見守りネットワーク事業（以下「ネットワーク事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 ネットワーク事業の対象者は、市内に居住するおおむね65歳以上で見守りが必要と認められる高齢者（以下「高齢者」という。）とする。

(ネットワークの構成)

第3条 市長は、高齢者を見守るためのネットワークを次に掲げる者（以下「ネットワーク構成員」という。）によって構成する。

- (1) 実施機関 市及び地域包括支援センター
- (2) 関係機関 警察署、消防署及び蒲郡市社会福祉協議会その他市長が必要とする機関
- (3) 協力事業者 高齢者の発見及び情報の連絡を担う事業者であって、市と協定を締結したもの

(ネットワーク事業の内容)

第4条 協力事業者は、本来の業務に支障のない範囲で日常生活における高齢者の見守り、声かけ等を行うものとする。

- 2 協力事業者は、市内において業務等活動中に、高齢者の異変に気づいたときは、実施機関へ状況の連絡を行うものとする。ただし、緊急性があると判断したときは、必要な措置を行うとともに、警察署又は消防署へ通報するものとする。
- 3 前項の規定により通報を受けた実施機関は、高齢者の状況を把握し、適切な支援及び関係機関との連絡調整を行うものとする。
- 4 ネットワーク構成員は、高齢者の継続的な見守り及びその家族等の支援その他第1条の目的を達成するために必要な事業の実施や協力を行うものとする。

(会議の開催)

第5条 市長は、ネットワーク事業推進のため、必要に応じてネットワーク構成員

との連絡会議を開催するものとする。

(個人情報取扱い)

第6条 市長は、ネットワーク事業により取得する個人情報を、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の規定に基づき、高齢者のプライバシー保護の観点から特に慎重に取り扱うものとする。

2 実施機関は、法の規定する範囲内で、個人情報を高齢者の発見及び支援に必要な最小限度において、関係機関及び協力事業者に提供するものとする。

3 協力事業者は、実施機関から提供を受けた個人情報の取扱いについて、法の規定を理解し、市長は協力事業者に対し、個人情報の重要性について、周知に努めるものとする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。